

「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発事業」
終了時評価検討会（第2回）
議事録（案）

1. 日 時 2021年12月10日（金） 14:30～16:00

2. 場 所 オンライン開催（Teams 会議）

3. 出席者

（検討会委員）〔敬称略・五十音順、※は座長〕

※菊池 純一 青山学院大学 名誉教授
高田 創 岡三証券株式会社グローバル・リサーチ・センター理事長、
エグゼクティブエコノミスト
田村 正博 虎門中央法律事務所 客員弁護士

（関係省庁）

金融庁 企画市場局 市場課

課長補佐 宮内 文

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課

マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室

室長 尾崎 寛

（研究開発実施者）

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ロボット・AI 部

主幹 吉田 准一

（事務局）

経済産業政策局 産業創造課 新規事業創造推進室

室長 石井 芳明

室長補佐 中村 昌克

係長 大坪 篤史

（評価推進部署）

産業技術環境局 研究開発課 技術評価室

課長補佐 亀山 孝広

係長 浅野 常一

4. 配布資料

資料1 評価検討会委員名簿

資料2 研究開発評価に係る委員会等の公開について

資料3 経済産業省における研究開発評価について

資料4 評価方法（案）

- 資料5 評価コメント及び評点票
- 資料6 技術評価報告書の構成（案）
- 資料7 評価用資料
- 資料8 補足説明資料
- 質問票
- 参考資料 「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発」研究開発計画

5. 議事

(1) 開会

事務局から、出席委員・事務局の紹介が行われた。

各委員の事前承諾のとおり菊池委員が座長に就任された旨、事務局から説明があった。

(2) 研究開発評価に係る委員会等の公開について

事務局から、「資料2 研究開発評価に係る委員会等の公開について」により、評価検討会の公開について説明がなされた後、本評価検討会について、会議、配布資料、議事録及び議事要旨を公開とすることが了承された。

(3) 評価の方法等について

評価推進部署から「資料3 経済産業省における研究開発評価について」により、事務局から「資料4 評価方法（案）」、「資料5 評価コメント及び評点票」、「資料6 技術評価報告書の構成（案）」により、評価の方法等について説明がなされ、了承された。

(4) 事業の概要について

事務局、関係省庁及び研究開発実施者から、「資料7 評価用資料」、「資料8 補足説明資料」により、本事業の概要について説明がなされた。

主な質疑等は以下のとおり。

①「C. プロ投資家対応・金融商品販売における高齢顧客対応に係る調査」について

【菊池座長】

それでは、各委員の方々から質問、または御意見をいただければと思います。まず高田委員、いかがでしょうか。

【高田委員】

プロ顧客、高齢顧客ということなのですが、やはり今後の資本市場において、こうしたプロ顧客が参入することによってリスクテイク能力を上げる、また高齢者につきましても一律の年齢によるところで実際の市場への参入が妨げられている部分があるということを考えますと、今ありましたような対応を取りまして、その範囲を広げていくというのは非常に重要なところだろうと思います。

そういう意味から言いますと、今、指摘がありましたような、いろいろな対応をしながら、その範囲を広げていくということは、これからも妥当なところだろうと思いますし、また、実際問題といたしまして、この辺のところは、今回の対応を一つのきっかけといたしまして、今後もさらなる対応が必要になってこようかとは思いますが、今回が一つのステ

ップになろうかと思imasので、非常に重要な論点ではないかと思imas。まだこれが最終的にというようなことではない部分もあろうかと思imasから、段階的にと申しましようか、ステップ・バイ・ステップという形で対応していくというところが妥当なのではないかと、私自身は考えているところでござimas。

以上です。

【菊池座長】

ありがとうございます。田村委員、よろしくお願imasします。

【田村委員】

田村でござimas。

結論において、私は何も反対するものではないのですけれども、この枠組みにこれが入った理由は何だったのかというのを、最初の頃、不勉強だったので、ちょっと……。規制の精緻化であることは間違いないと思うのですけれども、AI等のデジタル技術の研究開発等を実施した上でというのが全体にかかっていたのかなと思ったのですけれども、必ずしもそうではないものも、今回の研究全体には含まれていたという趣旨だったのでしょうかという点だけ、ちょっと教えてください。

【菊池座長】

事務局、または説明者のほうからお願imasいたします。

【金融庁市場課宮内課長補佐】

金融庁市場課の宮内でござimas。御質問いただきましてありがとうございます。

御質問いただいた点につきまして、先ほどNEDO様のほうからも冒頭御紹介がござimasしたとおり、本事業につきましては、ほかの研究開発事業と少し性質が異なるところでござimasして、調査事業という位置づけとなっております。今回、規制の精緻化事業ということでござimasして、金融取引分野の中で、現在、画一的な規制となっている部分について、デジタル技術ですとかデータの分析などによって、規制を精緻化できる分野がないかというところで、今回の事業をプロ投資家、高齢顧客対応というところで扱っているという趣旨となっております。

私からは以上でござimas。

【菊池座長】

ありがとうございます。これはNEDOのほうから説明してもいいと思うのですけれども、時間の都合上も含めて、私のほうが知っていると思imasので。これは、今回の説明資料の中にもう少し書き込まないと、いわゆる終了時評価の報告書として公開されますので、そこら辺は書き込んだほうがいいと思imas。

実は、これはもう皆様も御存じのところだと思imasますが、例えば金商法関係とか景表法まで含めて、またはリスクマネージのSECのところまで含めて考えると、やはりシステム化というようなところのアプローチで、必ずしも技術開発、またはシステム設計につながなくても結構なのですけれども、例えば日銀さんがISO/TC68の事務局をやっています。そこら辺のところでも、いろいろな社会的なリスク、または今回のプロ投資家、または高齢者、特に75歳以上の後期高齢者だと思imasけれども、その方たちへのサポートをどうするか。これは国のSociety5.0、つまり4.0のときの失敗というのがありますけれども、これは私の個人的な考え方ですが、5.0が動き出して、いろいろなものが新しい社会シ

システムをつくらうとしたときの考え方は必ずしも技術オリエンテッドなものではないはずなので、その基本的な情報を得るために、調査というやり方でデータを取ったのだと思います。したがって、NEDO法というのがありますので、NEDO法の思想からすると、技術開発を進める。つまり社会システムセリングというようなものが可能になるだろうかということ。したがって、今日のCとDとは、実はそのようなものであると思います。

それで、なぜ、説明資料が不完全かと言いますと、共通指標というところが、数字が入っていないのです。1か所入っていますけれども、共通指標というのが入っていません。多くの国民は、またはそういう意味では国民の一部だと思えますけれども、公開されますと、ある程度見ます。私、研究イノベーション学会の会長をしておりますが、この領域の研究者というのは多くいらっしゃる。その方たちが見ます。そういうことからすると、私の30年ぐらいの、この領域の経験からいたしますと、やはり書いておかないとまずいだろうと。では、ISOの31000とか、ISOの24165あたりの話を入れ込むかということ、なかなか入れ込みにくいのですけれども、やはりそういう方向を見ながら、国内のシステム設計というのを準備しておいて、同時的にでもいいのですが、国際標準というか、世界の中でも使っていけるようなスタンスというものをお書きになったほうが、共通指標のところは全く書かれていないというのはまずいです。明らかにまずいので、ぜひ、事務局も含めて対応していただければいいと思います。

多分私が話した中身というのは記録されていると思いますので、少し語弊があるところもありますけれども、ぜひお書きいただければと思っています。

田村先生へのお答えを含めて、このような考え方で入れたのだと思っています。そういう意味では、私自身は国プロとしては正しい方向ではないかと思っています。

【田村委員】

勉強させていただきまして、ありがとうございます。

②「D. マネー・ローンダリング対策に関わるシステム開発」について

【菊池座長】

それでは、委員の先生方、コメントまたは御質問がありましたら、よろしく願いいたします。高田様、いかがでしょうか。

【高田委員】

御説明どうもありがとうございました。今回のマネー・ローンダリングのところについては、重要性が増している中で、なかなか個別の金融機関の対応が難しくなっております。特に比較的地域の金融機関あたりのところはなかなかそれが難しく、しかも、先ほどもございましたように、それが経営上、かなり大きな影響を与えるリスクを伴っているというところからいたしますと、こういう形で共同化を行う、またAIを活用しながら対応を行うというのは非常に価値があることだろうと思います。

これも、前の高齢顧客の対応とも同様なのですけれども、これが全てを完全に包括しているというところまではなかなか行かないのかもしれないから、ステップ・バイ・ステップという形で今後も対応していくということだと思っておりますが、その第一歩ということでは非常に意義があることではないかなと、そんな印象を受けました。

以上です。

【菊池座長】

ありがとうございます。田村さんはいかがでしょう。

【田村委員】

大変意味がある研究だったのではないかという感じがして聞いておりました。

AIである程度のスクリーニングが進めば、最終的には人が見なければいけない部分も結構あるのでしょうかけれども、大きな進化だと思いますし、それから、共同でできるということの一步が踏み出せたというのは意味が大きいのではないかという気がいたしております。多分、いろいろな銀行、サイズがあるのでしょうか、それがみんな一律にやるとすれば、共同化しないとなかなか十分なものにはならないのではないかという気はしますが、そのためにも意味のあることができたのではないかと思って聞いておりました。

以上でございます。

【菊池座長】

ありがとうございます。

それでは、私からコメントと1つ質問があります。コメントのほうは、尾崎様が包括的かつ俯瞰的に見られているというので安心いたしました。一つ、その中で私が気になっているのは、やはり日本の国内でのシステム設計というのは、こういう金融の領域、それから情報の領域は何といってもグローバルになりますので、そういう観点をぜひ踏まえて、必ずしも私、ISOだけがいいとは思っていませんけれども、せっかくAML/CFTが動いていますので、そこは私は重要だなと思っております。マネロンの場合にはいろいろな商品形態があると思いますので、最近はNFTの問題もありますので、そこら辺までもターゲットにしてやっていかれるというのが重要ではないかと思っております。

それから、個人情報につきましては、現段階での個人情報というのは金融関係の情報なのですけれども、もう御存じのように、Facebookでさえ、Metaという名前に変更してしまったように、個人情報が秒単位というか、ナノセカンドくらいの単位で記録されてしまうということもありますので、そういうことからすると、メタバース的な発想も金融のシステムの中に、人工知能を使うのであれば、まだ人工知能は1.5まで行っていない、でも、もうそろそろ、いろいろな新しい、次のステップの人工知能が出来上がってくるはずですので、そこら辺も意識なさったほうが、これは長期的な話ですが、いいと思います。

質問が1つあります。今回のプロジェクトで出来上がったシステムというものは、我々、システムのときにはベータ版とかアルファ版と、よく言うのです。プロトタイプについてです。このプロトタイプについて、今回の評価事業の説明書の中にはプロトタイプという言葉があるのです。これは、どちらかというと次期、つまりこのプロジェクトが終わった後、プロトタイプと書かれているはずなのです。私がもし誤認していましたら、修正してください。その場合、今、NEDOとか尾崎様からお聞きすると、私はプロトタイプのアルファぐらいまで来ているのかなという感じがしております。だとすれば、先ほどからしつこく言っている、この事業評価というのは国民が見ます。文章の中はあまり見ないのですが、ある程度の表になっているものとか、項目出しされているところだけをなめるように見る程度なのです。そういう色彩を持っているのですけれども、一応、公開されるとすれば、共通指標の中のプロトタイプという項目がありますので、そこら辺のところに補注書きでもいいの

で、注書きをなさって、プロトタイプのアルファに移行できそうなという意味での、AML／CFTの話をちょっと入れてもいいのかなと、個人的には思っています。すみません、そこら辺が質問です。

【金融庁マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室尾崎室長】

菊池先生、ありがとうございます。実は、このような場であれなのですけれども、私、菊池先生にその辺のアドバイスをいただきたいと思っていただけでして、ありがとうございました。

実際に記載の仕方は、まさに読んだ方が分かりやすく、かつ進捗が明確に分かるような、とにかくアウトプットとアウトカムが分かりやすい形で書きたいと思っています。その点、今回は教師ありの機械学習機能を使ったアルゴリズムの作成でありましたので、これはもうプロトタイプのアルファぐらいまで行っているという認識で、まさにそのとおりだと思います。書き方に関しましては、実際に開発を実証事業で請け負いましたNECとも相談しまして、修正させていただきたいと思っております。

【菊池座長】

NECさんのほうが、アルファで行けるか、アルファの手前なのかという、まだベータには行っていないのかもしれないけれども、そこら辺のところは実際に実証なされた尾崎様の周辺でいろいろ見られている方々があると思いますので、プロトタイプというところに、例えば件数とか数字を入れたとすれば、下に注書き等を入れておけば、私は分かりやすいのではないかと思います。そういう意味では、AML／CFTの動きを昔からフォローしておりますので、そこからすると、アルファぐらいまで来ているのかなと。言い過ぎかもしれませんが。

【金融庁マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室尾崎室長】

いえ、多分、おっしゃるとおりだと思います。

それからいただきましたコメント2点、国際標準といいますか、国際基準と国内の考え合わせと、あとは個人情報の管理と活用という意味だと思うのですけれども、ありがとうございます。非常に貴重な意見をいただきました。御存知のとおり、マネロン等対策はFATFというグローバルの基準をつくっている組織がございまして、四次の対日審査報告書が8月30日に公表されたばかりでありまして……

【菊池座長】

実は見ました。

【金融庁マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室尾崎室長】

ありがとうございます。その底上げを、まさに取引モニタリングシステムの高度化というのも指摘されているところでもありますので、ここは一つ、それに対する回答にもなるという点で、国際標準に国内の標準を近づけて、高めていくという点では寄与することかなと思っております。

それから、ISOに関しましても、国際的な送金の情報のやり取りをするSWIFTがメッセージタイプを、ISO20022にMX化していきまして、情報量が格段に増えます。そうすると、やはりかなり高度な取引モニタリングシステムを使わないと、それこそフォールスポジティブが山のように増えてしまうのではないかという懸念もありますので、そういったISOの標準化の取組にもこれは資するものかなと思っております。

それから、個人情報の点なのですけれども、ここは個人情報の目的外使用をさせないとか、混ぜないとか、そういった保護の観点が重要になってきますので、その観点からも、金融審では直接監督していこうというぐらいの感じでしっかり見ていくとともに、やはり委員の先生方からは、共同体中での取引データの活用を今後、検討していったらいいのではないかという意見もございまして、まさに先生、御指摘のとおりだと思っておりますので、そういった点も含めまして、今後、さらによいものにしていきたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

【菊池座長】

ありがとうございました。

(5) 閉会

各委員において、「資料5 評価コメント票」に本事業の評価コメントを記入の上、期限までに提出することを確認した。また、事務局から、第3回評価検討会の開催方法について説明した。

以上

お問合せ先

経済産業政策局 産業創造課 新規事業創造推進室

電話：03-3501-1569